

ITOSHIMACITY INFORMATION

さんかく情報局 デートDVを知っていますか？

問い合わせ

糸島市人権政策課 ☎(332) 2075

糸島市公式HPより [デートDV 相談](#)

検索

★あなたは大丈夫？ デートDV(ドメスティック・バイオレンス)度チェック

- ☐好きならいつも一緒にいるべきだ
- ☐親しくなれば、行動をすべて知りたい
- ☐愛しているなら、相手は自分の言いなりになるはずだ
- ☐言わなくても自分の気持ちが分かるはずだ
- ☐愛されるためには、相手の期待に応えなければならない
- ☐好きなら嫌なことでも我慢するべきだ

- ☐暴力を振るわれるのは、振るわれる側に原因があるからだ
- ☐男性が暴力的・攻撃的なのは男らしい
- ☐相手をバカにしたり怒鳴ったりするのは暴力ではない
- ☐望んでいないのに性行為をする人なんていない
- ☐女性から「イヤ」と言ったら嫌われる
- ☐付き合っているのだから相手は自分のものだ

チェックが
1つでも
ある人は
要注意！

デートDVとは？

DVとは夫婦やパートナーなど親密な間柄で起こる暴力のことです。同様の暴力＝DVは、10代、20代など若年層の恋人同士の間でも起こっており、そのことを「デートDV」と呼んでいます。

内閣府の調査では20代の女性の5人に1人が「デートDV」の経験があると答えています。

その具体的内容とは…

- 【**身体的暴力**】叩く、蹴る、突き飛ばす、首を絞めるなど
- 【**経済的暴力**】お金を支払わせる、貢がせる、働かせるなど
- 【**性的暴力**】無理やり性行為をする、避妊に協力しないなど
- 【**心理的・社会的暴力**】携帯電話をチェックする、無視する、ののしる、何でも一人で決めるなど

交際を始めたころは、束縛されることを「愛されている」と勘違いしてしまうことがよくあります。

このように行動を制限・束縛されることにより友人との関係が無くなり、孤立し、誰にも相談できず、一人で苦しむ状況に陥るようになります。

どうして起こるの？

デートDVは、お互いを尊重せず、対等な関係を築けないことから始まり、交際相手を見下して自分の意見や価値観を押し付け支配しようとするものです。被害者は、その行為に「NO!」と言えない関係に巻き込まれ、抜け出せなくなっていきます。このようなことが起こる背景には、お互いを一人の人間としてみるのではなく、未だに「女性は～」「男性は～」という性別で物事を決めるような偏った考え方や男尊女卑的な考え方などが、社会に根強く残っていることが考えられます。また、「愛しているから」「嫉妬」などの理由があれば、暴力を振るっても許されるというような暴力を認める社会的な背景があることも大きな要因です。

ステキなカップルになるために

- お互いを尊重し合いたいせつに思うこと
- 相手の意見を聞いて自分との違いを認め合うこと
- 対等な関係をつくり、きちんと話し合えることが重要です。

相談してみよう



あなたは独りぼっちなじゃないよ

デートDVは、他人事ではなく私たち自身の問題でもあります。あなたの交際はどうですか？ お子さん、お孫さん、姉妹や友だちは？ あなたやあなたの周りで悩んでいる人がいれば、お電話ください。専門の相談員と一緒に考えます。

問い合わせ

いとしま女性ホットライン
☎(322) 2845

(電話相談では名前を名乗らなくても大丈夫です。秘密は厳守します)

母子家庭高等技能訓練促進費等 給付金制度の改正について

問い合わせ

糸島市子ども課 ☎(332) 2074

糸島市公式HPより [母子家庭 技能訓練](#)

検索

訓練促進費の支給期間の特例(修業期間の全期間対象)が、平成24年3月31日までに修業を開始した場合から平成25年3月31日までに修業を開始した場合に延長されました。

制度の内容
母子家庭の母が就職に有利な資格を取得するため養成機関で2年以上修業している場合、修業期間の後半の2分の1(最大18か月)の期間に、毎月、訓練促進費を支給します。卒業後に一時金を支給します。

給付を受けられる人
次のすべてに該当する母子家庭の母
①市内に居住している
②所得が児童扶養手当受給対象水準である
③養成機関において2年以上修業予定である
④就業または育児と修業の両立が困難と認められる

支給対象となる資格
看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士

■支給額表／平成24年4月1日から 平成25年3月31日までに修業を開始した場合

	訓練促進費	一時金
市町村民税(非課税世帯)	月額100,000円	50,000円
市町村民税(課税世帯)	月額 70,500円	25,000円

※支給対象期間は修学期間の全期間が対象ですが3年が上限です

■支給額表／平成24年3月31日までに 修業を開始した場合

	訓練促進費	一時金
市町村民税(非課税世帯)	月額141,000円	50,000円
市町村民税(課税世帯)	月額 70,500円	25,000円

※支給対象期間は修学期間の全期間が対象です

平成24年度糸島市奨学資金および 若年者専修学校等技能習得資金について

問い合わせ

糸島市人権政策課 ☎(332) 2075

糸島市公式HPより [奨学金](#)

検索

糸島市奨学資金

経済的理由で高等学校などでの修学が困難な人に奨学資金を支給します。

対象となる人

生活保護世帯、市民税(所得割)非課税世帯、児童扶養手当受給世帯および就学援助受給世帯の人

奨学資金の種類と支給額

入校支度金(一時金)：3万円
奨学金(月額)：6,000円
※公立高校や他の奨学金などを受けている人は、奨学金の額が3,000円になります。

対象となる学校

通信制を除く高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部など。

受付期間

平成24年4月2日(月)～4月27日(金)
※申請書は、3月21日(水)から糸島市人権政策課お

よび志摩・二丈庁舎の総合窓口課に備えています。

若年者専修学校等技能習得資金

中学・高校の新卒者で、経済的理由で専修学校などにおいて修業することが困難な人を対象に技能習得資金を貸与します。

技能習得資金の種類と貸与額

入校支度金(一時金)：10万円
修学資金(月額)：3万円
高等課程および一般課程専門課程
：5万3,000円

受付期間

平成24年4月2日(月)～4月27日(金)
※申請書は、糸島市人権政策課に備えています。
※世帯の所得や入校される学校により貸与できない場合があります。詳しい内容はお問い合わせください。